

<Q&A>よくあるご質問

No.	質問	回答
調査について		
1	なぜこの調査(資格調査)は必要なのか?	被扶養者認定後における被扶養者の方々の状況や収入の変化に伴い、被扶養者資格要件に逸脱が無いか確認し、公平公正な扶養認定を行うためです。
2	法的な根拠はあるか?	健康保険法施行規則第 50 条に基づき健康保険組合は、調査の実施、事業主は調査協力の義務、被保険者は調査に応じることが義務付けられています。
3	調査票に載っていない扶養家族がいるがどうすればよいか。	<p>調査票に載っていない扶養家族は、調査対象外です。</p> <p>満 18 歳～75 歳未満の被扶養者を対象としています。</p> <p>また、<u>令和 6 年 5 月 1 日以降に扶養認定された方は対象外</u>です。</p> <p>調査票に印字されている方のみ扶養調査書類を提出して下さい。</p>
提出書類について		
4	提出書類はどこで発行してもらうのか。 ※必要な提出書類詳細については、「イオン健康保険組合ホームページ」にも掲載しています。あわせてご確認ください。	<p>●『課税／非課税証明書(原本)』 ⇒⇒⇒ 令和 6 年 1 月 1 日に住民登録のある市区町村の窓口 ※マイナンバーカードでコンビニ発行可能な場合あり</p> <p>●『学生証』(コピー) ⇒⇒⇒ 在籍する学校 ※学生証のコピーを添付する場合は、学年または入学年度等のわかる面も鮮明にコピーして提出して下さい。</p> <p>●『年金振込通知書』 ⇒⇒⇒ 年金事務所</p>
5	市役所で「課税／非課税証明書(所得証明書)」というものは扱っていないと言わされた。その場合、何を提出すればよいのか。	市区町村によっては、収入金額を証明する書類名称が異なる場合があります。その場合は、 <u>令和 6 年度の証明書(令和 5 年分の収入の種類や金額が記載されているもの)</u> を取得して下さい。 <主な書類名称> 課税証明書、非課税証明書、所得証明書、住民税証明書、など
6	引越しをしたため、現在住んでいる市役所では(非)課税証明書、所得証明書は出せないと言われた。 その場合はどうすればよいのか。	転居前の市区町村の役所でご確認ください。 転居前の役所に行けない場合は、インターネットや郵送で取得できることもありますので、取得方法をご確認いただき、期日までに調査票に添付して提出して下さい。
7	高齢の被扶養者は働いていないので(非)課税証明書の提出は必要ないのではないか。	ご高齢者の中には働いている方もいらっしゃいます。 そのほか、年金収入や不動産収入等がある場合があるため、該当の書類を提出していただきます。

8	所得証明書(課税/非課税証明証)は、役所に行かなくてはいけないので、添付書類はパート先でもらった「源泉徴収票」でよいか。	「源泉徴収票」では複数社就業や給与以外の収入の内容が確認できません。そのため、収入金額が記載されている課税/非課税証明書(所得証明書)を提出していただいています。 (7/23 組合会 承認済)
9	提出書類の費用は自己負担なのか。	健康保険料は被扶養者の有無は影響しません。 また、被扶養者認定は被保険者の申請によって行うものであり、それを確認するための調査であるため、書類の発行費用は被保険者の負担となることをご理解ください。 未提出の場合は健康保険法施行規則第 50 条第 7 項により、 <u>被保険者証は「無効」となります</u> のでご注意ください。 (7/23 組合会 承認済)
10	年金改定通知書を紛失した場合はどうすればよいか。	直近の年金振込通知書のコピー、または、1年以内に発行されたものであれば、年金裁定通知書のコピーを提出していただいて結構です。 また、年金事務所でも年金改定通知書の再発行や年金照会回答票等の年金額がわかる書類の交付を受けることができますのでご確認下さい。
11	給与明細をなくしてしまったがどうすればよいか。	再発行申請、もしくは給与支払証明書(金額明記)を勤務先より入手してください。
12	6(7)月に退職したため、給与(明細)がない。	5月～7月で退職した為、給与明細のコピーが出せない場合は、退職証明書(離職証明)の提出(控え)をお願い致します。
13	6(7)月に就職しました。給与(明細)が不足するが。	雇用契約書のコピー(契約時間、時間給が明記されたもの)または支払見込証明書の原本(勤務先に依頼して発行されたもの)を提出願います。
14	調査票を紛失した場合はどうすればよいか。	調査票を再発行しますので、イオン健保へ FAX にてご連絡下さい。 調査票は個人別に番号管理をしているため、他の人の調査票をコピーして使用しないようにご注意下さい。 [FAX 送信先: 043-212-6806 イオン健康保険組合 適用課] ※勤務先の社会保険担当へ申出の上 FAX を送付願います。

被扶養者の認定基準について

15	被扶養者の認定基準とは?	健康保険法で被扶養者となれるのは、3親等内の親族で <u>(1)主として被保険者の収入により生計を維持されていること</u> <u>(2)対象者の年収が被保険者の年間収入の 1/2 未満であって、かつ年収 130 万円(60 歳以上・障害年金の受給要件に該当する方は 180 万円)未満であること</u> <u>(3)日本国内に住所を有すること(日本に住民票があること)</u>
----	--------------	--

		<p>この条件を満たす 75 歳未満の方が審査の上、認定されます。</p> <p>ただし、この条件を満たしていてもさらに同一世帯(同居)が条件となる方(義父母、おじ・おば、配偶者の子など)もいます。</p> <p><u>扶養の実態、当該被保険者がその世帯の生計維持の中心的役割を果たしているかを確認します。</u></p> <p>また金額に関わらず会社経営者はご自身の会社の社会保険に加入しなければなりません。</p> <p>*自営業者については基準が異なる場合があります。</p>										
16	<p>被扶養者の収入はどのように判断するのか。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">給与収入</td> <td style="padding: 2px;">給与明細 (写し) 3ヶ月 (5・6・7月)</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">年金収入</td> <td style="padding: 2px;">直近の年金振込通知書 (写し)</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">自営業収入</td> <td style="padding: 2px;">確定申告書および収支内訳書の (写し)</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">失業給付</td> <td style="padding: 2px;">雇用保険受給資格者証1~4面まで (写し)</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">傷病手当金・休業補償</td> <td style="padding: 2px;">支給決定通知書 (写し)</td> </tr> </table> <p>※7/23 組合会 承認済</p>	給与収入	給与明細 (写し) 3ヶ月 (5・6・7月)	年金収入	直近の年金振込通知書 (写し)	自営業収入	確定申告書および収支内訳書の (写し)	失業給付	雇用保険受給資格者証1~4面まで (写し)	傷病手当金・休業補償	支給決定通知書 (写し)	<p>1. 原則直近3か月(5、6、7月)の給与収入を年間推定収入に置き換え推定し、年間収入 130 万円以上、または被保険者の1/2 を上回る場合は資格要件を満たしません。</p> <p>2. 但しシーズン特性や働き方で年間収入を 130 万未満にコントロールしようとする方は、令和 6 年分給与所得の源泉徴収票の収入金額等で再度審査を実施し最終的に判断致します。</p> <p>* 対象者の方には、年末に改めて「源泉徴収票提出依頼」としてお手紙を送付致します。</p> <p>* 年間収入が 130 万を超えた場合「一時的な収入変動」として「事業主証明」を提出し認められた場合は、扶養継続となります。</p> <p>※市区町村に申告をしていない方は、その収入の内容がわかる書類のコピーを添付するようにしてください。(以下ご参照下さい)</p> <p><u>(1)パート・アルバイト等の給与所得者</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・交通費等の手当を含めた給与収入額で審査をします。 <p><u>(2)給与所得者以外(個人商店や農林水産業、不動産などの収入がある方)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・給与所得者に準じ、当該事業遂行のための必要経費を考慮した額で判断します。そのため、確定申告書、収支内訳書等のコピーを合わせて提出してください。 <p><u>(3)年金受給者</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・受給している全ての公的年金額などがわかる書類(年金改定通知書や年金振込通知書等)のコピーを提出して下さい。 <p>※国民年金、厚生年金、遺族年金、障害年金、共済年金、恩給、確定拠出年金、企業年金連合会など</p> <p><u>(4)その他</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・一時的な被扶養者の収入(退職金、宝くじの当選金、不動産売却収入、遺産相続等)は年間収入の対象外とします。
給与収入	給与明細 (写し) 3ヶ月 (5・6・7月)											
年金収入	直近の年金振込通知書 (写し)											
自営業収入	確定申告書および収支内訳書の (写し)											
失業給付	雇用保険受給資格者証1~4面まで (写し)											
傷病手当金・休業補償	支給決定通知書 (写し)											

17	被扶養者の収入が 130 万を超えても、事業主の証明があれば扶養削除しなくてもよい、と聞いたが。	<p>年間収入が 130 万を超えたとしても、以下のような理由で<u>収入超過が一時的である、と事業主が証明した場合は、扶養として継続認定</u>されます。*「一時的な収入変動に係わる事業主の証明」を提出してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①人員不足により、業務量が増加した ②突発的な大口案件により、業務量が増加した ③業務の受注が好調だったことにより、業務量が増加した <p>* 基本給が上がった場合、恒常的な手当が新設された場合など今後も引き続き収入が増える場合は、認められません。</p> <p>* フリーランス、個人事業主は対象外です。</p> <p>詳細は下記厚労省 HP をご確認ください。 https://www.mhlw.go.jp/content/001163139.pdf</p>
18	被扶養者の年間収入は毎年ほぼ変わらないのになぜ収入超過と判断される事があるのか。	被保険者の年間収入が契約変更や休職などの理由により変動している可能性があります。被保険者の収入が変動した結果、被扶養者の認定基準を満たさなくなつたためです。
19	昨年、労働契約を変更し扶養範囲内の収入で働くことになった為、扶養申請をして認定されたが契約変更前の収入も合わせた額が証明書に記載されているので年間収入額を超過している。この場合、扶養削除をしなくてはいけないのか。	令和 6 年度の課税証明書(令和 5 年の収入金額)では収入額が超過していても、直近3か月の給与収入を年間推定収入に置換え推定し、被保険者の年収の 1/2 未満であって、かつ年収 130 万未満(60 歳以上の方は 180 万未満)である場合は資格要件を満たします。その場合削除手続きは不要です。
20	昨年は残業が多く、扶養範囲である年間収入の限度額を超ってしまったが、今年は調整しながら収入基準内で働くようにしたので扶養削除しなくてもよいか。	<p>年間収入の限度額を超過していた場合は、<u>事由発生日にて被扶養者の削除手続き</u>を行っていただきます。(一時的な収入変動である旨の事業主証明を提出いただいた場合を除く)</p> <p>但し、昨年の期中で扶養認定された方については、認定日以降の収入が限度額を超過していない旨を明記した<u>申立書</u>と一緒に提出していただければ削除手続きは不要です。</p>
21	昨年の収入が超過していた場合、事由発生日はいつになるのか？	<p>イオン健保では、収入超過による被扶養者の資格削除日は「<u>収入基準額を超過した月の翌月 1 日</u>」とし、いつの時点で超過したか不明な場合は「<u>超過した年の本年 12 月 1 日</u>」としています。</p> <p>提出いただいた調査票では、いつの時点で超過したか不明確ですので、超過した年の本年 12 月 1 日である、<u>令和 6 年 12 月 1 日での削除</u>となります。</p> <p>手続きを失念していた為に保険証を返却せず、削除日以降に保険診療や給付金を受給していれば、その分を返還していただきますのでご注意ください。(健康保険法施行規則第 50 条第 7 項)</p>

22	収入超過で否認定となり、扶養削除をした場合、今年は扶養範囲内の収入で働くようにしているのすぐに再認定してもらえるのか。	再認定については、原則として、 <u>収入超過で被扶養者資格を削除した日から3か月後以降にイオン健保で受付し、審査の結果、扶養範囲内であれば再認定します。</u>
23	別居による仕送り基準額はいくらなのか。	<p>イオン健康保険組合では、仕送り基準額は特に定めておりません。 別居家族に収入がある場合は、その額を超える仕送りが必要となります。その上で、</p> <p>① 被保険者の年収の1/2未満 ② 年収130万未満(60歳以上の方は180万未満) ①②の要件を満たした場合は認定となります。</p> <p>但し、仕送りを行うことで被保険者の生活が社会通念上妥当性を欠く場合は、否認定と判断することもあります。</p> <p>※イオン健康保険組合では、個別案件毎に判断しております。</p>
24	仕送り証明書とはどのようなものをいうのか。	<p>定期的に金銭による生計維持関係が確認できる銀行振込(郵便振込)の明細書や現金書留、通帳の控え(コピー可)などです。</p> <p>仕送り額や明細が確認できる内容のものをいいます。</p> <p>不定期の場合生計を維持していると認められない場合があります。</p>
25	生計費を手渡ししているため、仕送りを証明することができない場合はどうすればよいか。	<p>仕送りの実績を証明できない場合は生計維持関係を確認できないため否認定と判断します。速やかに削除手続きを行って下さい。</p> <p>《仕送り証明の注意事項》</p> <p>銀行振込明細書を添付する際は、送金者名と受領者名、振込み金額が明記されていることを確認して下さい。口座番号のみで氏名が記載されていない場合は、口座名義人欄のコピーもあわせて添付して下さい。なお、ネットバンキング等で振込みを行っている為、振込み明細書がない場合については、送金額、送金者、受領者、送金年月日が明記されている部分の画面コピーを添付して下さい。</p>
26	業務上の都合で単身赴任をしているので仕送り証明書がない。その場合も扶養を削除しなければならないのか。	<p>イオン健保では、<u>業務上の都合で単身赴任をしている場合は下記①②については仕送り証明書の添付は不要です。</u>調査票の同居・別居の区分欄に○で記入してください。</p> <p>それ以外の場合は別途必要書類(戸籍抄本(謄本)、住民票等)をお願いする場合があります。</p> <p><別居でも仕送り証明が不要の場合></p> <p>①被保険者の業務上の都合の場合 ②被扶養者が学業のため被保険者と離れて暮らす場合 ※学生証のコピー又は在学証明書を提出いただきます。</p>

その他

27	休職者はどうすればいいのか。	休職中であっても調査対象となります。
28	海外勤務はどうすればよいのか。	海外勤務の方は、 <u>海外勤務とご記入の上健康保険組合に返送してください。</u>
29	被保険者が別の部署へ異動している場合はどうすればよいか。	異動先がわかる場合は、該当者の「個人別封筒」を異動先に重要メール等にて転送願います。 異動先が不明な場合は「個人別封筒」をイオン健保へ重要メール等にて返送願います。
30	被保険者が既に退職している場合は提出しなくてもよいか。	既に退職届が受理され最終出勤日を終えている方に関しては、開封せずに封筒表面に朱書きで「〇／〇退職」と記入して <u>イオン健康保険組合に提出してください。</u>
31	9月(10月)に退職予定だが、どのような手続きをすればよいか?	退職が確定している場合(退職届が受理されている場合)は、調査票余白に朱書きで「〇／〇退職」と記入して提出してください。この場合、添付書類は必要ありません。
32	調査書類を送付したのに届いていないと言われた。どうすればよいのか。	再度、調査書類を提出して頂くことになります。 お手数をお掛けしますがご自身で紛失時に対応できるように提出前には調査書類のコピーをお取りください。
33	削除手続きを行ったのに調査票が送付されたのはなぜか。	調査票は令和6年6月末時点でのデータをもとに作成しています。 削除手続きを行った場合は、 <u>調査票に「すでに削除済み」と朱書きで記入のうえ提出して下さい。</u>
34	対象者が就職して別の保険に加入していたのに削除するのを忘れていた場合はどうすればよいか。(その他死亡等、扶養事由・条件に変更が生じ扶養要件を満たさなくなっているが、まだ手続きしていない場合)	調査票に朱書きで「 <u>健康保険 被扶養者異動届</u> 」手続中と記入し調査票を提出してください。 <u>それとは別に「被扶養者異動届」に必要事項を漏れなく記入し、保険証と一緒に事業主に提出して下さい。</u> 被扶養者異動届が未提出の場合は、2ヶ月以内に勤務先を通じて被保険者宛に督促通知(無効予告通知)を送付します。
35	削除する扶養家族の保険証を失くしてしまい返却することができない。その場合、どのような手続きを実施すればよいのか。	「被保険者証滅失届」(滅失理由、本人印、提出日)を作成し、被扶養者異動届に添付して提出して下さい。 尚、手続き後、保険証が見つかった場合は速やかにイオン健保に返却して下さい。
36	夫婦共同扶養とは何か?	夫婦の両方が健康保険の被保険者であり、ふたりで家族を扶養する状態を「夫婦共同扶養」といいます。 この場合、子供は健康保険上、年間収入が多いほうの親の被扶養者となります。 * 但し、夫婦の年間収入の差額が1割以内の場合は主として生計を維持する親の被扶養者とします。

以上